

1. 計画策定の趣旨

① 基本法の制定

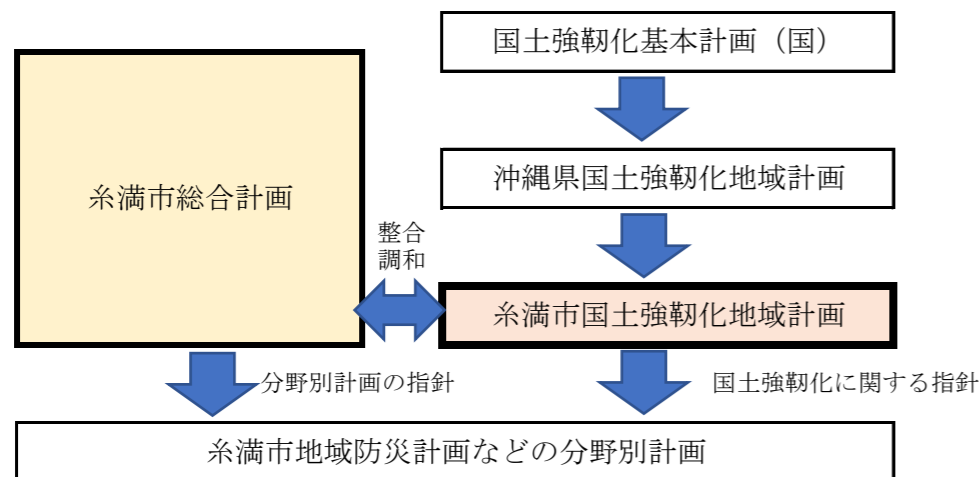
平成25年12月11日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、国は、国土強靱化本方針や国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下、「国土強靱化基本計画」という。）を、平成26年6月に閣議決定している。

② 国土強靱化地域計画とは

大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策等のさまざまな分野の政策を含めた総合的な取り組みとして計画的に実施するための指針となるべきものとして定め、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域の強靱化を推進するものである。

2. 計画の位置付け・計画期間など

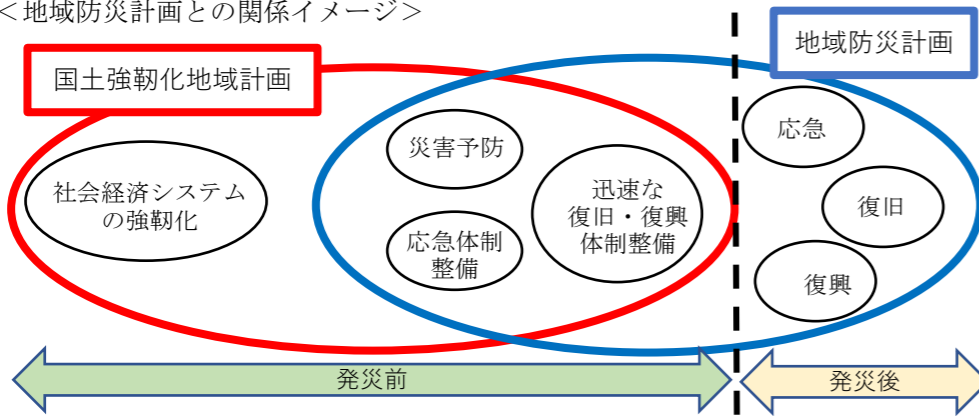
- ・国土強靱化基本法第13条の規定に基づく計画
- ・「国土強靱化基本計画」及び「沖縄県国土強靱化地域計画」との調和を図る計画
- ・「糸満市総合計画」との整合が図られた計画
- ・本市の他の計画等に対し国土強靱化に関する指針となる計画



<計画期間>

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までの概ね5年間とします。ただし、計画期間中も必要に応じて見直しを行います。

<地域防災計画との関係イメージ>



3. 計画概要

第1章 本市の地域特性

本市の地域特性を踏まえ、地震、台風等の大規模自然災害全般を想定

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

国・沖縄県と同様に4つの「基本目標」、8つの「事前に備えるべき目標」を設定

基本目標	事前に備えるべき目標
(1) 人命の保護が最大限図られること	(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
(2) 市の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること	(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
(3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
(4) 迅速な復旧復興	(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
	(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
	(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
	(7) 制御不能な二次災害を発生させない
	(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第3章 脆弱性評価

「基本目標」の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、現状分析・評価を実施

- ① 想定するリスクシナリオを設定（34シナリオ）、② 各リスクシナリオごとに必要な施策、課題等を洗い出し
 - ③ 洗い出した必要な施策、課題等を10の施策分野（個別施策分野9、横断的施策分野1）ごとに再整理
- ※施策分野については、ハード・ソフト対策の適切な組合せや、強靱化に対する市民等への分かりやすさ、一体的・効果的な取り組みの推進などを総合的に勘案し設定

施策分野									
行政機能／消防機能	地域・都市	保健医療・福祉	情報通信	エネルギー・産業	交通・物流	農林水産	環境	土地利用	老朽化対策

※脆弱性評価の実施：（別紙1）リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

第4章 地域強靱化の推進方針

- ・脆弱性評価結果に基づき、地域強靱化のために必要な施策・指針等を施策分野ごとに設定
 - ・分野の施策の推進にあたっては、庁内関係部局や関係機関との適切な役割分担のもと連携を図る
- ※リスクシナリオごとに推進方針の再整理：（別紙2）リスクシナリオごとの地域強靱化の推進方針

第5章 計画の推進と不断の見直し

- ・「糸満市地域防災計画」と一体となって総合的かつ効果的に防災・減災対策を推進しながら、各分野別計画などと連携し、計画的かつ着実に取組みを推進する
- ・「糸満市総合計画」のPDCAサイクルとの整合を図りながら、各取組の進捗状況を踏まえ検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図る

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救急・救助、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地、避難所における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期化
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災・爆発等
		5-4	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	大規模災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止、異常渇水等により用水の供給途絶
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果を踏まえ、個別施策分野・横断的分野の推進方針を設定

◇ 個別施策分野の推進方針

(1) 行政機能／消防機能	(3) 保健医療・福祉	(7) 農林水産
<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害対応力の強化 ○災害対策本部運営訓練の実施 ○自主防災組織の拡充及び強化 ○災害時における事業者等との連携強化 ○公共建築物等の耐震化の促進 ○応援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者の安全確保（再掲2） ○感染症対策の推進 ○災害時の医療救護等体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産基盤の整備 ○農地及び農業用施設の保全 ○農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策 ○水産基盤施設における防災対策の強化
	(4) 情報通信	
	<ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達手段の拡充強化 ○沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用への協力 ○各種公共施設等を結ぶ情報ネットワークの整備活用 ○災害時における事業者等との連携強化（再掲1） 	(8) 環境
(2) 地域・都市		<ul style="list-style-type: none"> ○水質保全対策の推進 ○公害防止対策の推進 ○不法投棄防止対策の推進 ○災害廃棄物処理対策の推進 ○未活用のクリーンエネルギー等の活用の検討（再掲5）
<ul style="list-style-type: none"> ○公共建築物等の耐震化の促進（再掲1） ○自主防災組織の拡充及び強化（再掲1） ○地域防災力の向上 ○密集市街地等の整備改善と避難地等の確保 ○民間住宅・建築物等の耐震化促進 ○地域・都市の浸水対策 ○安定した水資源の確保と上水道の整備 ○文化財の災害対策 ○要配慮者の安全確保 ○地域安全対策の推進 ○土砂災害対策 ○高潮等対策 ○治水対策 	(5) エネルギー・産業	
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における事業者等との連携強化（再掲1、4） ○事業者における防災対策の強化 ○未活用のクリーンエネルギー等の活用の検討 	(9) 土地利用
	(6) 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力の向上（再掲2） ○密集市街地等の整備改善と避難地等の確保（再掲2）
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における事業者等との連携強化（再掲1、4、5） ○地域・都市の浸水対策（再掲2） ○地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備 	

◇ 横断的施策分野の推進方針

(1) 老朽化対策

- 公共施設等における各種予防施策の推進